

平成21年12月9日

資 料
(個人所得課税[地方税])

個人所得課税(とりまとめに向けて)[地方税]

- ① 所得税が扶養控除の廃止、成年障害者等扶養控除(仮称)の創設を行う場合、税体系上の整合性の観点から、住民税も同様の対応をとることが適当。

【参考】

- ・ 住民税・所得税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響について

※住民税の非課税限度額について

- ・ 住民税には、標準的な生活保護基準額を基礎としている非課税限度額の仕組みがある。
- ・ 住民税の扶養控除の廃止によって、住民税の課税最低限が低下するが、非課税限度額があるため、扶養控除を廃止しても、課税対象者は低所得層には拡大しない(所得税の「現在非納税者の方については、引き続き非納税者となるよう措置を講ずること」については、住民税では措置済み)。
- ・ また、非課税限度額については、子ども手当の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討する必要がある。

- ② 所得税において、配偶者控除、給与所得控除、特定扶養控除の見直し、公的年金等控除などの年金課税の見直し等を、平成23年度改正以降において取り組む場合には、住民税でもそのあり方を検討することが適当。

住民税・所得税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響[未定稿]

課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を活用している制度に影響あり。

(税関連) 国民健康保険税[地方税]

住民税額等を活用した算定方式を採用している団体は3団体のみ(来年度2団体の見込みであり、個別地方団体での対応が可能)。

(その他)

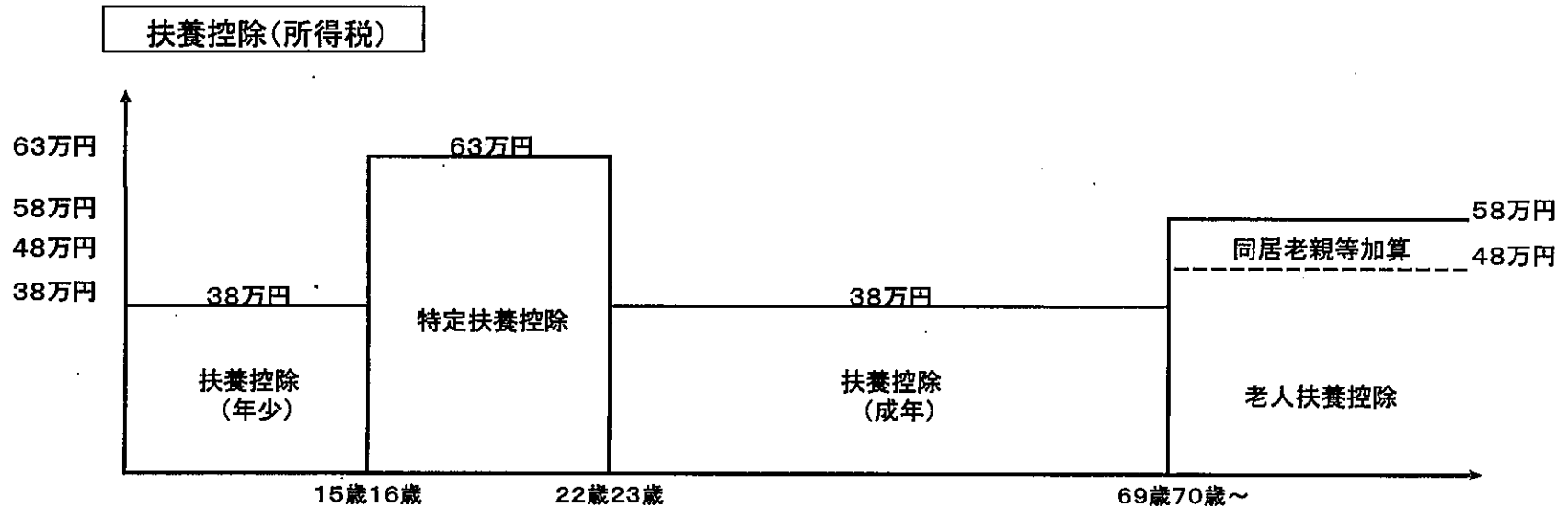
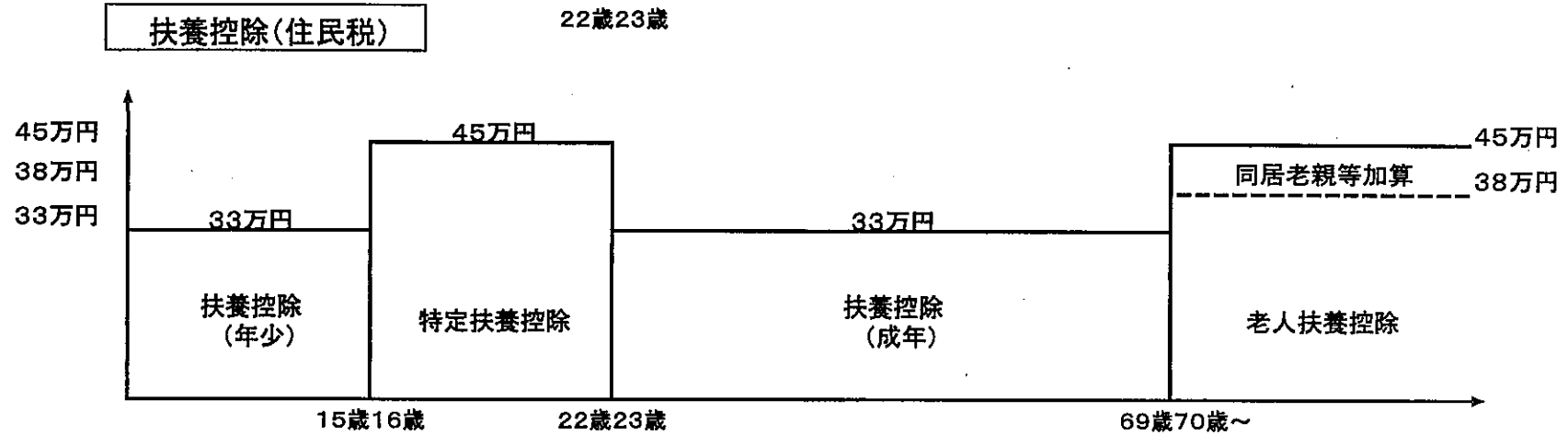
関連制度	住民税	所得税
私立幼稚園就園奨励費補助	○	
高等学校交通通児授業料減免		○
国民健康保険制度(保険料等)	○	
後期高齢者医療制度(自己負担)	○	
障害者自立支援制度(自己負担)	○	
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	○	○
精神障害者措置入院費(自己負担)		○
保育所の保育料		○
児童入所施設への入所(自己負担)	○	○
助産施設における助産の実施(自己負担)	○	○
養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)	○	○
軽費老人ホームの利用(自己負担)	○	○
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)	○	○

関連制度	住民税	所得税
未熟児養育への医療費給付(自己負担)	○	○
小児慢性特定疾患研究事業による治療研究に係る医療費の支給(自己負担)		○
結核児童への療育費給付等(自己負担)	○	○
肝炎治療費(自己負担)	○	
特定疾患治療研究に係る医療費の支給(自己負担)		○
難病患者等居宅生活支援(自己負担)		○
ハンセン病療養所非入所者給与金	○	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣		○
訪問介護利用被爆者助成		○
職業転換給付金		○

※各府省からの聞き取りによる。国民の負担に直接影響があるもの。
 ※その他、児童扶養手当等扶養親族の数等を活用している制度もある。
 ※さらに、住民税額等を活用している地方団体独自の制度もある。

各制度における対応策は、税源移譲時など従前の例と同様、制度所管府省において検討

扶養控除の概要



参 考 资 料

民主党政権政策Manifesto(抄)

〔政策総論1〕

税金のムダづかいと天下りを根絶します。

●租税特別措置などを見直す

公平で透明な税制を創る	○不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。	2.7兆円
-------------	---	-------

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

〔政策総論2〕

中学卒業まで、1人当たり年31万2000円の「子ども手当」を支給します。

【政策目的】

- 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する。
- 子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる。

【具体策】

- 中学卒業までの子ども1人当たり年31万2千円(月額2万6千円)の「子ども手当」を創設する(平成22年度は半額)。
- 相対的に高所得者に有利な所得控除から、中・低所得者に有利な手当などへ切り替える。

【所要額】 5兆3,000億円程度

民主党政権政策集INDEX2009(抄)

〔子ども・男女共同参画〕

○月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援する観点から、所得税の扶養控除や配偶者控除を見直し、子ども手当を創設します。子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障するため、中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円(年額31万2000円)を支給します。

民主党税制抜本改革アクションプログラム(抄)

3. 各税目における改革指針

(1) 所得税・相続税

① 所得税

産業構造の変化、雇用の不安定化、これらに対する政府の無策から格差の拡大が進行している。加えて、国際金融危機などに端を発する急速な実体経済の悪化の中で、社会的弱者が一層厳しい状況に追い込まれ、格差は今後さらに拡大する可能性が大きい。特に、下への格差拡大を食い止めることが喫緊の課題である。

これまでの所得税制において、格差拡大の是正のための所得再分配機能回復策として最高税率の引き上げによる累進性の強化が必要と言われてきた。しかし、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できるような状況の中で、最高税率を引き上げるとは、再分配機能の回復策として実効性に乏しい。むしろ所得再分配機能の強化のためには、現行の所得控除を手当や税額控除等に転換することの方が、実効性が高い。

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっている。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからである。例えば、扶養控除(一般)は子育て支援の機能を有しているが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもならない。

これに対する答の一つが、民主党がかねてから提唱してきた「所得控除から手当・税額控除へ」である。手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができる。

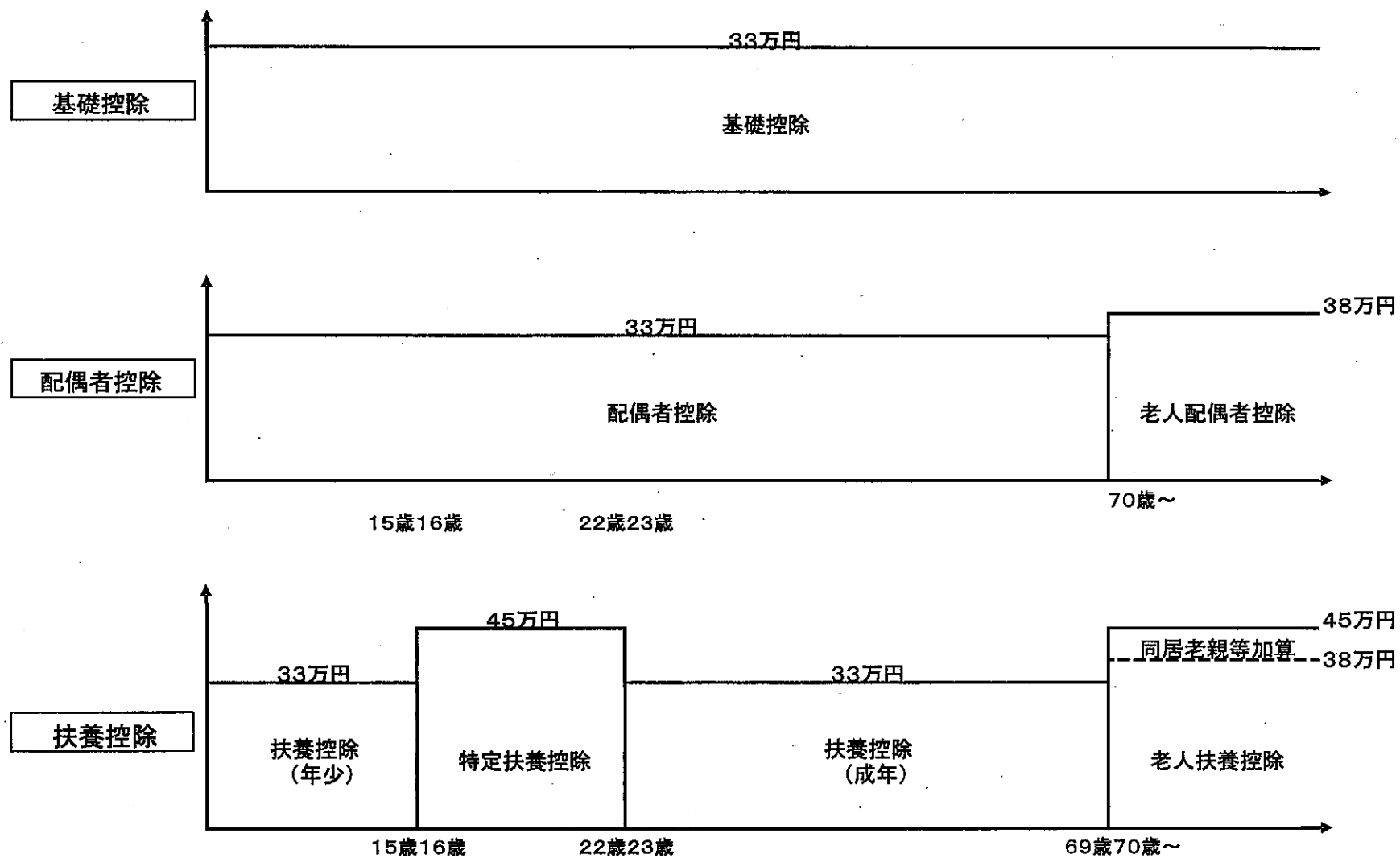
個人住民税の人的控除の概要・所得税との比較

		創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		減収額			
				個人住民税	所得税	個人住民税	所得税		
基礎的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度		
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.5兆円程度	0.6兆円程度	
		老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円			
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	50億円程度	(200億円程度) ^(注)	
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高33万円	最高38万円	300億円程度	300億円程度		
	扶養控除	扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.6兆円程度	0.8兆円程度	
			特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	63万円	0.2兆円程度	0.5兆円程度
			老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	0.1兆円程度	0.2兆円程度
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	80億円程度	(200億円程度) ^(注)	
		(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	200億円程度	300億円程度	
特別な 人的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度		
		(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円			40万円	
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	300億円程度	100億円程度		
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+4万円			+8万円	
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	26万円	27万円				
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	26万円	27万円	1億円程度	10億円程度			

※1 個人住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調査」により算出
 ※2 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計(財務省資料より)

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計

現行の基礎的な人的控除の概要(個人住民税)



※ 障害者控除:本人、配偶者、扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)26万円の所得控除。

個人住民税の特定扶養控除

- 所得税において扶養控除の割増控除として特定扶養控除が創設されたことと併せて、住民税でも特定扶養控除を創設。
※ 所得税はH元から、住民税はH2から適用。
- 控除額は「住民税の一般扶養控除（33万円）＋所得税の割増控除額×概ね50％」。

（単位：万円）

個人住民税	H1	H2	H3～H4	H5	H6	H7～H9	H10	H11、	H12～
特定扶養控除	—	35	36	36	39	41	41	43	45
一般扶養控除	28	30	31	31	31	33	33	33	33
割増額	0	5	5	5	8	8	8	10	12

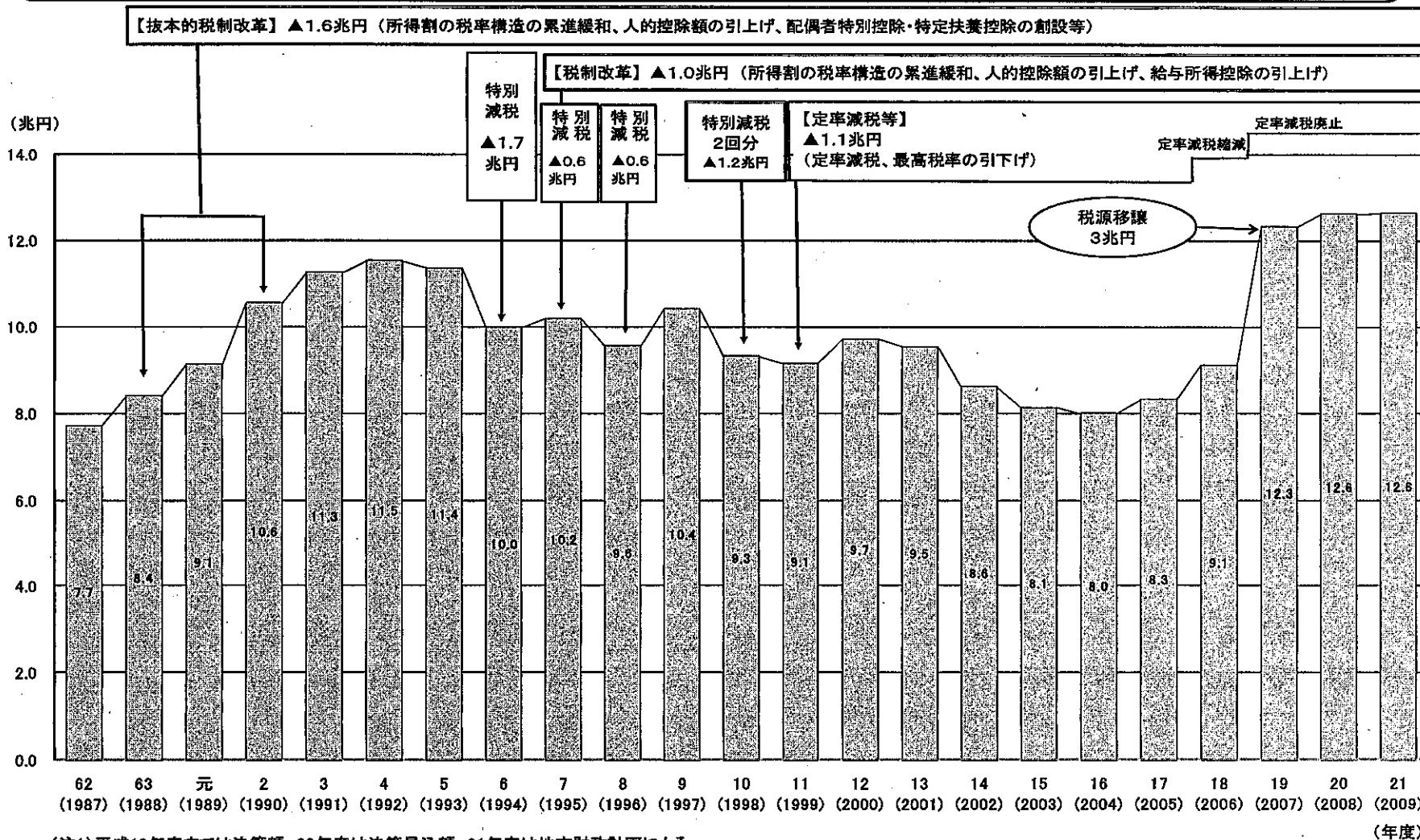
（参考）所得税

特定扶養控除	45	45	45	50	50	53	58	63	63
一般扶養控除	35	35	35	35	35	38	38	38	38
割増額	10	10	10	15	15	15	20	25	25

※住民税は所得税の一年遅れで適用

個人住民税の主な改正と税収の推移

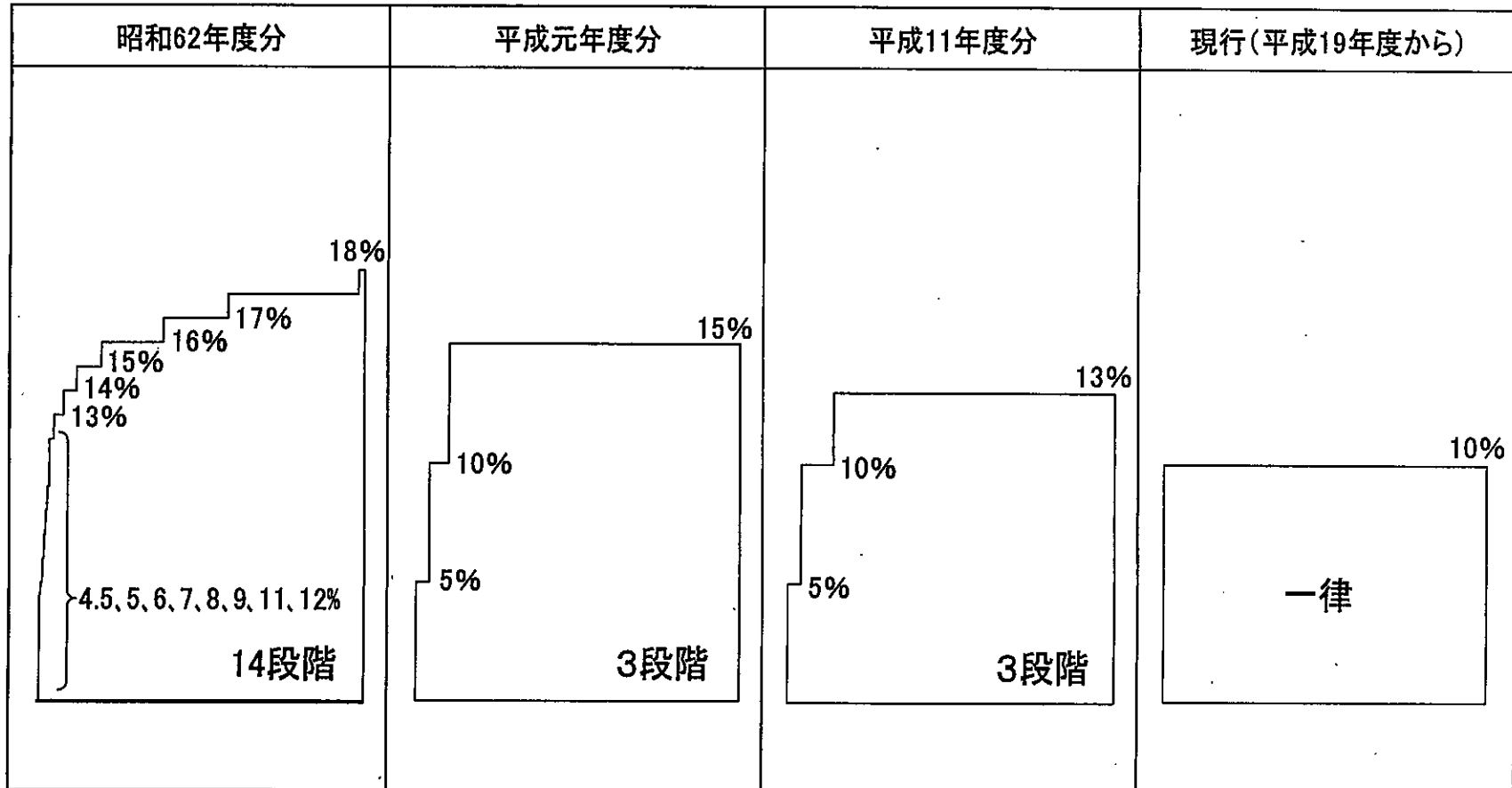
- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

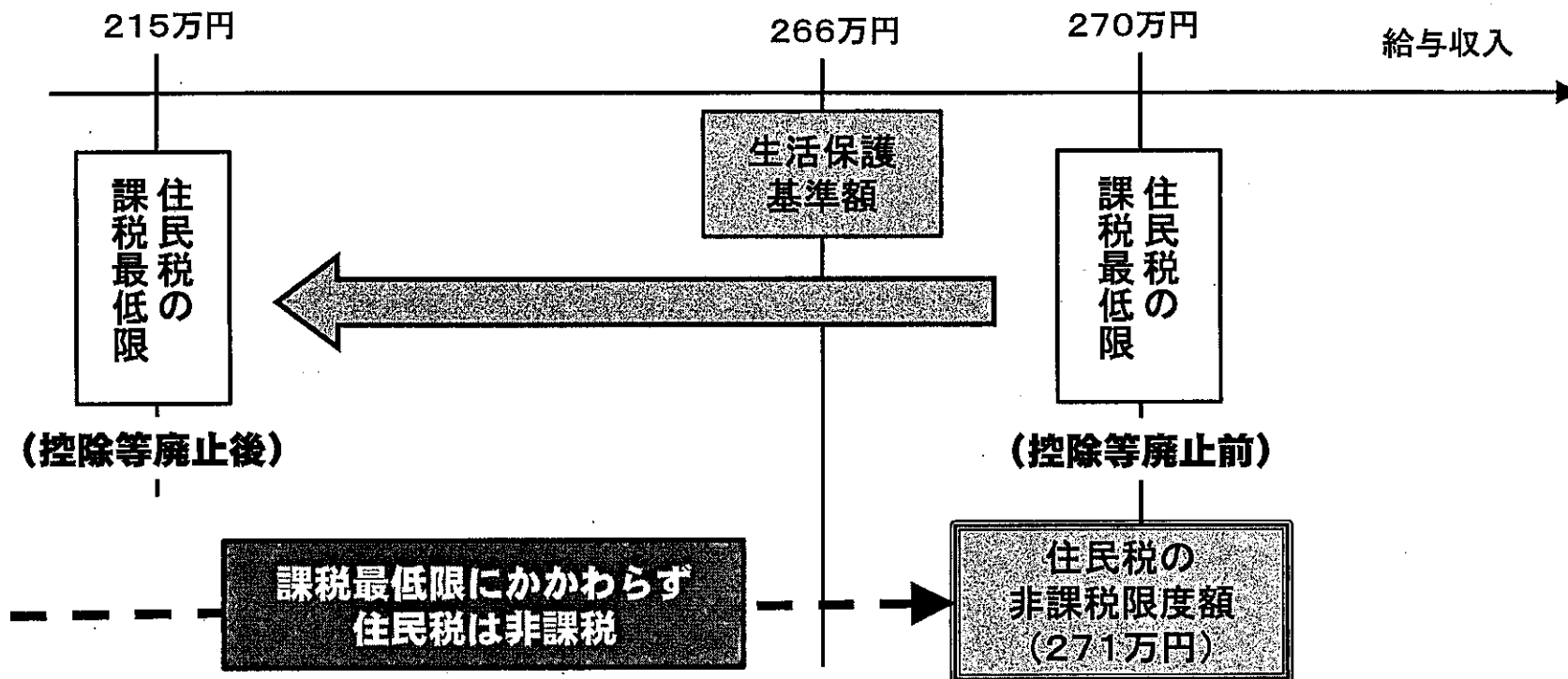
- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税



住民税の扶養控除を廃止した場合の課税最低限等への影響

※夫婦2人の場合(妻は配偶者控除の対象者、子の一人は特定扶養控除の対象者)の例。住民税の非課税限度額は所得割の場合の金額。

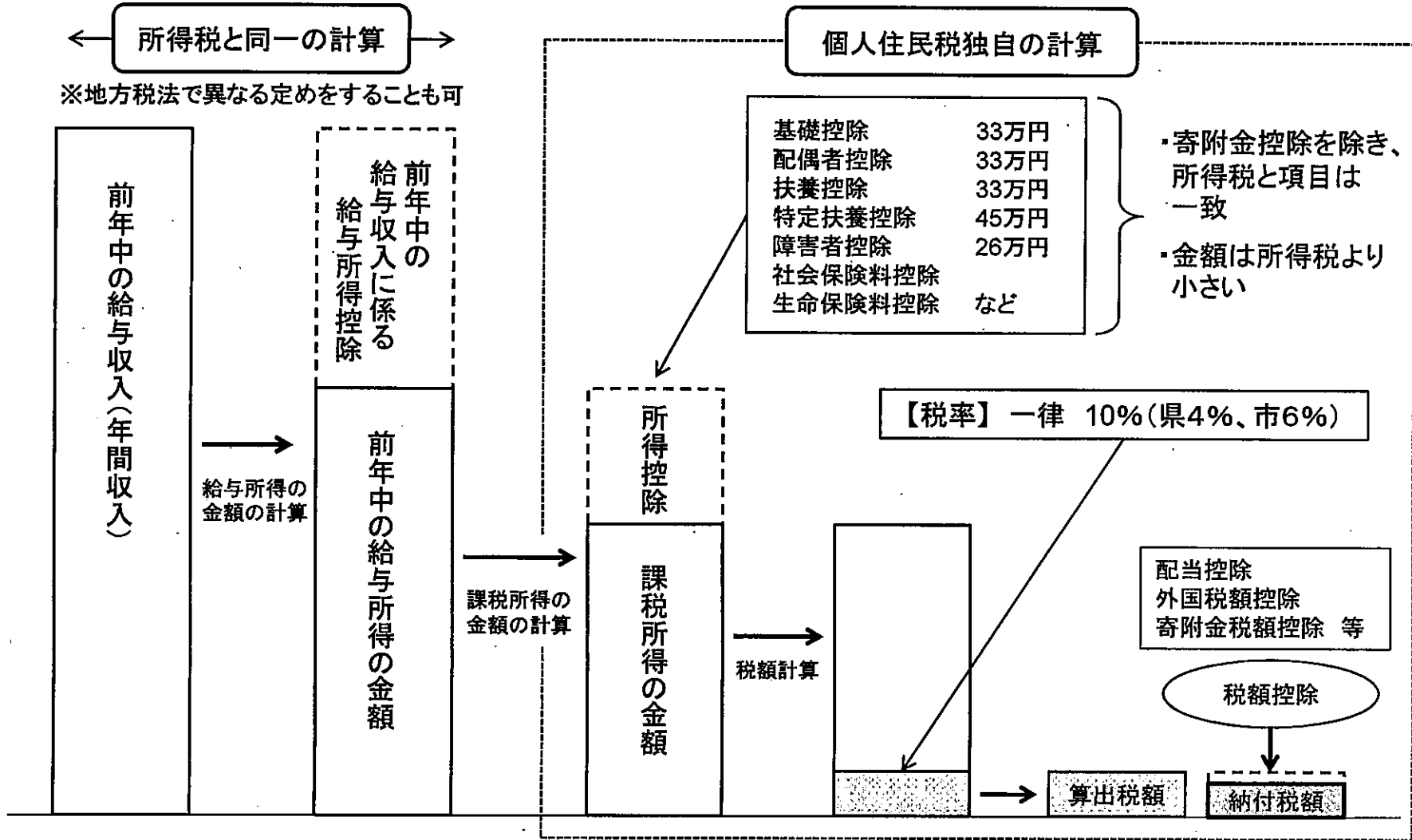


住民税の扶養控除が廃止されても、現行と同じく、271万円以下の収入の者には課税されない。そのため、住民税の非課税を用いている制度(<例>参照)に影響は生じない。

<例> 私立幼稚園就園奨励費補助(基準額・第一子の場合)
住民税所得割非課税世帯(均等割のみ) → 116,300円

住民税所得割課税世帯(税額34,500円未満) → 88,400円

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概 要	控除額の計算方法
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)×10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	①支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円) ②支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)

(注) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除